



# 神医 FAXニュース

## 第588号

編集・発行 神奈川県医師会

毎月第1・第3水曜日発行

TEL.045-241-7000

FAX.045-241-1464

インターネットホームページ

<http://www.kanagawa.med.or.jp>

## 賃上げ・物価高騰への対応に 「適切な財源を」

—医療推進協が総決起大会—

日本医師会など医療・介護関係42団体でつくる国民医療推進協議会(会長=松本吉郎・日医会長)は22日、「国民医療を守るための総決起大会」を日本医師会館で開いた。国民の生命と健康を守るため、賃上げ・物価高騰への対応が可能な「適切な財源を確保」すべきとの決議を採択。医師会関係者や国会議員ら約1000人が参加し、地域医療の維持・確保に向けて氣勢を上げた。

松本会長は、石破茂首相と10月12日に面会し、2024年度補正予算や25年度予算における賃上げ・物価高騰への対応を要望したことを報告。また、福岡資麿厚生労働相や加藤勝信財務相、自民党役員、厚生労働関係議員などにも要望活動を重ねてきたと説明した。その上で、「医療・介護の報酬改定は、毎年実施されるものではない」と述べ、今年度補正や来年度予算における賃上げ・物価高騰への対応は不可欠だと訴えた。

開催協力団体の東京都医師会の尾崎治夫会長は、「医療・介護界における賃上げ・物価高騰への対応は、医療・介護報酬の手当では追いついていない」と指摘。存続が危うい医療機関が出ているほか、介護現場では人材が他業種へ流出しているとの問題意識を示し、「42の団体が元気でなければ、これからの少子超高齢社会の医療・介護は守れない」と財源確保を求めた。

来賓として、自民党の鈴木俊一総務会長、田村憲久社会保障制度調査会長らが挨拶したほか、177人の国会議員(代理含む)が参加。また、日本歯科医師会の高橋英登会長、日本薬剤師会の岩月進会長、日本看護協会の任和子副会長が、それぞれ決意表明した。

### ●日医・松本会長「このままでは地域医療が崩壊」

大会後の会見で、松本会長は、人件費の増加や光熱費・食料料費の高騰などにより、「多くの医療機関が赤字転落し、このままでは地域医療が崩壊してしまう」との危機意識を表明。「地域で適切な医療・介護を受けられなければ、最も影響を受けるのは地域に暮らす住民の皆さまだ」と述べ、国民の命と健康を守るためにも適切な財源確保が必要だと強調した。

日歯の高橋会長は、「国民にとって、最も大切な社会インフラは医療だ」と指摘。「われわれには、その医療・介護を守るという大義がある」とも述べ、国民皆保険を堅持するため医療・介護従事者が努力していることへの理解を求めた。

メディアファックス11月25日

## 医療機関の「緊急支援パッケージ」 1311億円

—厚労省・補正予算案—

厚生労働省は2024年度補正予算案で「人口減少や医療機関の経営状況の急変に対応する緊急的な支援パッケージ」に1311億円を計上した。このうち、ICT機器の導入などで生産性向上に取り組む医療機関や訪問看護ステーション(ST)で、ベースアップ評価料を算定している施設を対象に、その導入経費や賃上げを支援する「生産性向上・職場環境整備等事業」として828億円を充てる。

同事業を通じて医療機関などの業務の生産性向上を支援。職場内の環境整備を進め、地域に必要な医療提供体制を確保する。厚労省は生産性向上につながる取り組みの例に、タブレット端末や離床センサー、WEB会議設備など「チーム医療の推進」に役立つ機器の導入などを挙げる。医師事務作業補助者や看護補助者の配置も、タスクシフト/シェアによる業務効率化で生産性向上につながるとみている。

それらに要した費用相当分を国が給付金として支給するが、その一部、もしくは全額を新たな人員配置やすでに雇用している職員の人件費に充てることも可能なのが同事業の特徴。用途や配分は「医療機関の判断で可能」(厚労省)としている。

事業の対象施設をベア評価料の算定施設としたのは、算定のさらなる拡大を促すことなどが狙い。交付額は病院・有床診療所は1床当たり4万円、診療所(医科、歯科)と訪問看護STは1施設当たり18万円を予定している。

緊急支援パッケージでは「医療需要などの変化を踏まえた医療機関に対する支援」として428億円を盛った。病床数の適正化を進める医療機関では職員の雇用などさまざまな課題が生じることを踏まえ、経費相当分を支援する。病院(一般・療養・精神)や有床診療所で1床削減につき410万4000円を交付する。

併せて、物価高騰をはじめとした経済状況の変化で施設設備が難しくなった病院などに給付金を支給する取り組みも行う予定。同パッケージではこのほか、地域で子どもを安心して産み育てることができる周産期医療体制、地域の小児医療体制確保も進める。関連費用として55億円を計上した。

### ●賃上げ関連は1892億円

今回の補正予算案で、医療・介護・障害福祉分野の賃上げにつながる取り組みは、医療分野の「生産性向上・職場環境整備等事業」に加え、介護分野で「介護人材確保・職場環境改善等事業」(806億円)、障害福祉分野で「障害福祉人材確保・職場環境改善等事業」(258億円)も計上。合計で1892億円となる。(大浜隆)

メディアファックス12月2日

最	旬	医	界	
		情		報

## 医療従事者の賃上げ、医師偏在是正で2861億円

— 補正予算案 —

政府は11月29日、2024年度補正予算案を閣議決定した。厚生労働関係予算は8454億円（うち一般会計8414億円）で、医療・介護・障害福祉従事者の賃上げや、医師偏在是正対策に2861億円を計上した。

厚生労働関係の補正予算案は、▽医療・介護・障害福祉分野の賃上げ支援や、医師偏在是正に向けた対策推進（2861億円）▽創薬力強化に向けたイノベーションの推進や、医薬品の安定供給確保（442億円）▽医療・介護DXの推進（1447億円）▽国際保健・次なる感染症に備えた対応（1022億円）—などが柱だ。人口減少や医療機関の経営状況の急変に対応する緊急的支援パッケージを計画している。

医療・介護・障害福祉分野について、生産性向上・職場環境改善などによる賃上げに向け、1892億円を見積もる。

新型コロナ後の受診行動の変化などで、経営状況が急変し、病床削減を図る医療機関に対する支援には428億円を充てた。出生数・患児の減少を踏まえた産科・小児科への支援も実施する。

医師偏在を是正するため、医師不足地域の診療所の承継・開業の支援や、リカレント教育事業、医師のマッチングに109億円を計上した。

メディファックス12月2日

## 一般社団、医療法人と同等の「非営利性担保」提案へ

— 厚労省 —

厚生労働省は、一般社団法人が開設する医療機関について、医療法人と同程度の非営利性があるかどうかを確認できるようにするため、開設時に新たな各種事項の届け出を求めるとや、非営利性を確認するポイントを示すための検討を進める。28日の社会保障審議会・医療部会に提案する見通しだ。一般社団法人は、2008年12月1日施行の、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律で規定されている。

一般社団法人が医療機関を開設する場合、登記のみで早期に開設できる。医療法人に課されている拠出金の制限、理事長要件、業務制限などの規制を受けないほか、持分がないので一定の条件を満たせば財産に相続税がかからないなどのメリットがあるとされている。原則として開設後、非営利性についての外部チェックも義務付けられていない。

### ●一般社団法人立、医科診療所の開設で増加

一般社団法人立の医療機関は、近年、増加傾向とされている。厚労省が今年3月に都道府県を対象に実施した調査（45都道府県が回答）では、社団法人・一般社団法人が開設する医療機関数は、病院が23年時点で82施設となり、19年比で6施設増加。医科診療所は780施設で396施設増えた。歯科診療所は151施設で42施設増加している。医科診療所での増加が目立つ。

都道府県調査では、「医療法人以外の法人が医療機関を開設しようとするときの非営利性の確認方法」も聞いた。▽定款に剰余金の配当を禁止していることや、残余財産の帰属先が国等になっていることが明記されているか▽役員名簿・履歴書から

取引関係のある営利企業の役員等が過半数を占めていないか—などの回答があった。

一般社団法人立の課題については、▽開設後に定款、役員、資産等についての行政の監督機能が及ばないことから事業報告書等の届け出などを求めることが必要▽医療法人以外の法人が医療機関を開設する際の統一的な非営利性に関する基準が必要—などの回答が寄せられた。

こうした状況を踏まえ、一般社団法人立の医療機関の非営利性について、医療法人と同程度の確認ができるようにすることや、非営利性を確認するためのポイントについて検討を進める方向で提案する見通しだ。

メディファックス11月28日

## 美容医療のトラブル治療、自由診療も

— 厚労省 —

厚生労働省は28日、美容医療のトラブルに対する治療は自由診療になる場合があるとの見解を示した。社会保障審議会・医療部会（部会長＝遠藤久夫・学習院大学長）終了後、記者に説明した。

厚労省は「自由診療の美容医療で起きた有害事象に関して、全て保険診療になると決まっているわけではない。いったんは保険者が支払った通常の保険診療で人道的な理由などから治療した後、保険者から求償するケースがある。自由診療の後遺症に対する治療が保険給付として認められるかは、それぞれ個別で判断される」との認識を示した。

28日の医療部会で厚労省は、「美容医療の適切な実施に関する検討会」がまとめた報告書の概要を報告。部会では、自由診療で合併症が起こった場合、保険診療ではなく自由診療で対応することを周知すべきとの意見が出た。

メディファックス11月29日

## SNSなどの誹謗中傷で「相談窓口」設置

— 日医 —

日本医師会は20日の定例会見で、医療機関向けの「SNS等における誹謗中傷相談窓口」を2025年1月ごろから運用すると発表した。利用対象は、日医の会員と、会員が開設・管理している医療機関の従事者。SNSなどにおける誹謗中傷を含むパシエントハラスメント（患者・家族からの理不尽なクレームなど）全般に関する相談を、平日午前9時～午後6時に電話とウェブフォームで受け付ける。

情報担当の長島公之常任理事は、「法的な観点からのアドバイスに加え、（誹謗中傷への）具体的な対応に関する相談にも対応できるようにしたい」との考えを示した。

相談窓口は、今年6月の代議員会での質問を受けて検討。10月に会員へのアンケートを行い設置を決めた。

アンケート結果（回答総数4730人）によると、SNSなどで自身の医療機関に対する誹謗中傷など、いわれのない悪意ある書き込みをされたことが「ある」との回答は77%。書き込みへの対応としては、「自身や医療機関として、サイトやSNSの運営元に削除を求めた」が23%だったが、「特に対応していない」は35%に上った。「削除を求めた」「弁護士などの専門家に対応を依頼した」との回答に対し、書き込みを削除できたかどうか聞いたところ「削除できた」のは20%にとどまった。

書き込みされた場合の解決法などを、誰かに「相談したい」という回答は82%。相談したい内容については「法的観点を含め書き込み削除の相談をしたい」（58%）、「具体的な相談ができる行政機関や専門家を教えてほしい」（41%）などの回答が多かった。

メディファックス11月21日